

三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院学則第6条の2第3項に基づき、三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船勢水丸（以下「練習船」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の定義)

第2条 この規程において練習船の利用とは、三重大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員が、本学の教育課程上の実習のためにする練習船の利用（以下「通常利用」という。）並びに本学を含む大学及び高等専門学校等の教育、研究調査等の利用のほか、地域社会の発展に寄与する利用をいい、次条第1項第1号に該当する者以外の者の利用については、本学の教育に支障がないと認められる場合に限り利用できるものとする。

2 前項による練習船の利用は、次の各号に掲げる利用の形態とする。

(1) 主体利用 特定の者の練習船の利用を主要な目的として航海を行う場合において、当該者が練習船を利用すること（第3号に該当する利用を除く。）をいう。

(2) 余席利用 主体利用による航海が行われる場合において、当該練習船の空室もしくは乗船者定員の範囲のうち、主体利用を行うもの以外の者が練習船を利用すること（次号に該当する利用を除く。）をいう。

(3) 共同利用 本学以外の他の大学、短期大学又は高等専門学校の教育課程における単位の認定を伴う乗船実習を行うため、当該他の大学、短期大学又は高等専門学校の学生が練習船を利用することをいう。

3 前項第3号に定める共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

4 通常利用及び共同利用により、練習船の利用を希望する者の代表者（以下「代表者」という。）は、練習船から指定された期日までに教育課程上の実習計画を練習船へ協議し、三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船運営委員会（以下「運営委員会」という。）に認められた運航計画により練習船を利用する。

(利用者の範囲)

第3条 練習船を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学大学院生物資源学研究科又は生物資源学部 zu 所属する者

(2) 大学（本学を含む。）又はその他の教育研究機関に所属する者

(3) 前号に掲げる者を除き、海洋科学に関する調査研究を行う者

(4) その他三重大学大学院生物資源学研究科長（以下「研究科長」という。）が適当と認める者

2 前項第3号及び第4号に掲げる者は、同項第1号に掲げる者が練習船を利用し、教育、研究等を行うことに支障がある場合には、練習船を利用することができない。

(利用の申請及び許可)

第4条 通常利用及び共同利用の外で練習船の利用を希望する者の代表者は、練習船から指定された期日までに航海計画を練習船と協議し、運営委員会に認められた運航計画に基づき、別紙様式第1号に規定する練習船利用申請書（以下「申請書」という。）を所定の期日までに研究科長へ提出し、その許可を受けなければならない。

2 研究科長は、前項の規定により許可をする場合において、必要があると認めるときは、その

許可に条件を付することができる。

- 3 研究科長は、第1項の許可をしたときは、別紙様式第2号によりその旨を、申請書を提出した代表者に通知するものとする。
- 4 練習船利用の許可を受けた代表者（以下「利用代表者」という。）が、申請の内容を変更し、又は申請を中止しようとするときは、主体利用の場合にあっては当該主体利用を含む航海の開始の日の3か月前までに、余席利用の場合にあっては当該余席利用を含む航海の開始の日の1週間前までに、研究科長へ申し出て、その許可を受けなければならない。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 5 前項本文の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない理由により申請の内容を変更せざるを得ない場合は、前項に規定する期限を過ぎた場合であっても、申請の内容の変更又は中止を認めることがある。

（利用手続）

第5条 主体利用を希望する者の代表者は、その利用により乗船を希望する全ての者（以下「利用者」という。）を記載した航海実施願により、所定の期日までに、研究科長に利用の申込みを行わなければならない。

（許可の取消）

第6条 研究科長は、次の各号のいずれかに該当するときは、練習船利用の許可を取り消すことがある。

- （1）本学において、緊急に使用する必要が生じたとき。
- （2）申請書に虚偽の記載が認められたとき。
- （3）天候その他のやむを得ない理由により、航海を行うことが困難であると認められるとき。
- （4）その他研究科長が必要と認めたとき。

（練習船利用料）

第7条 主体利用の許可を受けた利用代表者は、別表第1の区分に応じて、日額利用料に航海を行う日数を乗じた額及び航海に要した練習船の燃料費、入港費、出航費その他実費額を合算した額（以下「主体利用料」という。）を本学が定める所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 余席利用の許可を受けた利用代表者は、別表第2に掲げる金額に余席利用として乗船する人数と航海日数を乗じた額（以下「余席利用料」という。）を本学が定める所定の期日までに納付しなければならない。

（練習船利用料の対象外）

第8条 次に掲げる目的のために乗船する者については、練習船利用料の対象外とする。この場合においては、船長の許可に基づき乗船する者とし、申請書の提出並びに主体利用料及び余席利用料（以下「練習船利用料」という。）の納付を要しない。

- （1）船長からの依頼により、練習船の点検、整備、試験航海等のために練習船に乗船する者
- （2）水先案内その他の練習船の安全な運航のために一時的に乗船する者
- （3）練習船の一般公開、体験乗船その他の本学が実施する企画により一時的に乗船する者。

（練習船利用料の減額又は免除）

第9条 研究科長は、第7条の規定にかかわらず、練習船利用を許可した場合において、運営委員会の意見を聴取した上で、練習船利用料を減額又は免除することができる。

2 前項の規定による練習船利用料の減額又は免除を受けようとする者は、申請書の提出を行う際に、併せて別紙様式第3号による練習船利用料減免申請書を提出しなければならない。

(練習船利用料の納付)

第10条 利用代表者が第3条第1項第1号に該当する者である場合の練習船利用料の納付は、経費の振替により行うものとする。ただし、経費の振替により利用料を納付することができない場合は、本学が指定する期日までに振込みにより支払いを行うものとする。

2 利用代表者が第3条第1項第2号から第4号までに該当する者である場合の練習船利用料の納付は、本学が指定する口座へ本学が指定する期日までに振込みにより支払いを行うものとする。

(実費負担金)

第11条 利用者は、練習船から提供される食料及びシーツ等のクリーニング費用の実費(次項において「実費負担金」という。)を負担するものとする。

2 実費負担金については、別に定める。

(違約金)

第12条 利用者は、その責に帰すべき事由により、又はこの規程に違反したことにより練習船利用を中止した場合は、別に定める基準に従い違約金を納付しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、その責に帰すべき事由により、練習船の設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 本学は、その責に帰することのできない事由による乗船者の事故については、その損害賠償の責を免れる。

(事務)

第14条 練習船利用に関する事務は、三重大学生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、練習船利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年7月31日から施行する。

2 この規程の施行前に運営委員会に承認された運航計画による練習船の利用は、なお従前の例による。

別表第1(第7条第1項関係)

区 分		日額利用料
練習船利用料	第3条第1号に掲げる者	536,500 円
	第3条第2号から第4号までに掲げる者	1,073,000 円

別表第2(第7条第2項関係)

区 分		日額利用料(1人当たり)
練習船利用料	第3条第1号に掲げる者	無 料

	第 3 条第 2 号に掲げる者	2,000 円
	第 3 条第 3 号及び第 4 号に掲げる者	10,000 円

別紙様式第 1 号（第 4 条関係）

研究科長	運営委員長	船 長	事 務 長	事務室長	担 当

令和 年 月 日

三重大学大学院生物資源学研究科長 様

申請者 所 属

職名等

氏 名

連絡先

※学外者は以下を記載

住 所

代表者

練習船利用申請書（新規・変更）

三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船利用規程に基づき、以下のとおり申請します。

1. 利用目的

2. 利用区分 ☐ 主体利用 ・ ☐ 余席利用

3. 航海期間及び日程

4. 利用者数（氏名・所属等、多数の場合は原則、乗船 1 か月前までに乗船者リストを提出）

5. 負担財源 ☐ 一般運営財源（ ） ☐ その他（ ）

6. 特記事項

※備考（1）乗船希望者については、別紙「覚書」を添付のこと。

（2）乗船にあたり、実費負担金は出航当日に練習船通信長へ必ず支払い願います。

別紙様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

申 請 者 様

国立大学法人三重大学
大学院生物資源学研究科長
(公印省略)

附属練習船勢水丸の利用について（通知）

年 月 日付けにて申請のありました標記のことについて，下記のとおり許可します。

記

利 用 内 容 ：

利用料の減免の可否 ：

別紙様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

三重大学大学院生物資源学研究科長 様

所 属
職名等
氏 名

練習船利用料減免申請書

貴科附属練習船勢水丸の利用料の減額又は免除を下記事由により希望します。

記

減額又は免除を希望する事由 ：

その他特筆すべき理由 ：